

個別約款（家事卜ク料金契約）

2026年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	3
2. 適用条件	3
3. 料金	3
4. 割引制度	3
5. 精算	4
6. 設置確認及び解約等	4
7. その他	5
付則	6
（別 表）	7

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家事トク料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (3) 「ガス衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、衣類等を乾燥させることを主な目的とした燃焼機器、若しくはエネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して衣類等の乾燥を行うことを主な目的としたシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス機器保証サービス等」(以下「ガス機器保証サービス等」といいます。)とは、当社が別途指定する家庭用ガス機器の保証サービス、リース契約、住まいの駆けつけサービス等をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、浴乾又はガス衣類乾燥機を使用する需要で、お客さまが家事トク料金契約を希望される場合に適用いたします。

3. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

4. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、イの割引種別の適用条件を満たすお客さまに対しては、3に定める料金から1か月につきロの割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

イ 割引種別

割引種別は次のとおりといたします。複数の割引種別が適用となる場合は、割引率は適用となる割引種別の割引率の合計といたします。

割引種別	適用条件	割引率
①電気	家事トク料金契約の需要場所において当社との間で電気需給契約を締結し、その供給を受けていること	3パーセント
②通信	家事トク料金契約の需要場所において当社との間で固定通信契約を締結し、利用していること	3パーセント

③ガス機器保証サービス等	家事トク料金契約の需要場所においてガス機器保証サービス等の適用を受けていること	2パーセント
--------------	---	--------

ロ 割引額

割引額＝3に定める料金×イの割引率（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。また、適用する割引の変更についても、原則として、当社にお申し込みいただきます。なお、割引の変更日は、お申し込みがあった日以降最初の定例検針日といたします。

5. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5(2)及び6(3)において同じ。）までさかのぼって個別約款（一般料金S契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 4の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、浴乾・ガス衣類乾燥機が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込みをされたお客さまについては、当社は家事トク料金契約の申し込みを承諾しない又は申し込まれた割引の適用を行わないこととし、既に家事トク料金契約を締結されているお客さまについては、他の契約種別への変更、契約の廃止又は適用されている割引の変更等の手続きを行っていただきます。
- (2) 浴乾・ガス衣類乾燥機を取り外した場合若しくは使用しなくなった場合、電気需給契約・固定通信契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、浴乾及びガス衣類乾燥機を取り外した場合又は使用しなくなった場合は、家事トク料金契約から他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。電気需給契約・固定通信契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、適用されている割引の変更

手続きを行っていただきます。なお、当社は、電気需給契約・固定通信契約・ガス機器保証サービス等のご契約状況又はご利用状況を確認させていただく場合があります。

- (3) (1)又は(2)に基づく解約日又は割引の変更日は、当社が2又は4に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の定例検針日といたします。

7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026年10月1日から実施いたします。ただし、5(1)の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般料金S契約」を「一般料金契約」に読み替えるものといたします。

(別 表)

料 金 表

1. 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ご使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ご使用量が200立方メートルから350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ご使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G ご使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,262.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.57円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,263.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.55円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,358.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	140.66円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,834.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.90円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,838.35円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.88円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,842.33円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.87円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,847.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.86円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,857.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.85円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

個別約款（あつためトク料金契約
集合一括受電）

2026年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	2
4. 割引制度	2
5. 精算	3
6. 設置確認及び解約等	3
7. その他	4
付則	5
(別 表)	6

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「あつためトク料金契約 集合一括受電」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房(温風暖房を除く。)を行うシステムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス機器保証サービス等」(以下「ガス機器保証サービス等」といいます。)とは、当社が別途指定する家庭用ガス機器の保証サービス、リース契約、住まいの駆けつけサービス等をいいます。
- (5) 「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいいます。
- (6) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「共同住宅等」とは、一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段などを共有しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てた建物及び寄宿舍、寮等生計を共にしない単身者の集まりを居住させる建物等をいいます。
- (8) 「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

2. 適用条件

本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。

- (1) 床暖房及び定格給湯能力が60号以下(定格給湯能力の1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。)の高効率給湯器を専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力(個別約款(一般料金契約、一般料金S契約、小型空調契約若しくは空調夏期契約に限ります。)による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は基本約款18(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。)が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用す

る需要で、お客さまがあつためトク料金契約 集合一括受電を希望すること。

- (2) 大阪ガスマーケティング株式会社(以下、「OGM」といいます。) とエネルギー供給サービス契約を締結している共同住宅等において、お客さまがOGMとの間で専有部エネルギー供給サービス契約(以下、「電気需給契約」といいます。)を締結し、その供給を受けていること。

3. 料金

当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定いたします。

4. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、イの割引種別の適用条件を満たすお客さまに対しては、3に定める料金から1か月につきロの割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

イ 割引種別

割引種別は次のとおりといたします。複数の割引種別が適用となる場合は、最大3つまで適用することができるものとし、割引率は適用となる割引種別の割引率の合計といたします。ただし、その合計が9パーセントを上回る場合は、割引率は9パーセントといたします。

割引種別	適用条件	割引率
①浴乾	あつためトク料金契約 集合一括受電の需要場所において浴乾を設置し、季節に応じ日常的に使用していること	4パーセント
②電気	あつためトク料金契約 集合一括受電の需要場所においてOGMとの間で電気需給契約を締結し、その供給を受けていること	3パーセント
③通信	あつためトク料金契約 集合一括受電の需要場所において当社との間で固定通信契約を締結し、利用していること	3パーセント
④ガス機器保証サービス等	あつためトク料金契約 集合一括受電の需要場所においてガス機器保証サービス等の適用を受けていること	2パーセント

ロ 割引額

割引額 = 3に定める料金 × イの割引率 (1円未満の端数切り上げ)

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円(消費税等相当額を含みます。)といたします。割引額が4,400円(消費税等相当額を含みます。)を上回る場合は4,400円(消費税等相当額を含みます。)といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。また、適用

する割引の変更についても、原則として、当社にお申し込みいただきます。なお、割引の変更日は、お申し込みがあった日以降最初の定例検針日といたします。

5. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5(2)及び6(3)において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、2の条件をいずれも満たさない場合は、個別約款（一般料金S契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。
- (2) 4の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、床暖房・浴乾・高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込みをされたお客さまについては、当社はあつためトク料金契約 集合一括受電の申し込みを承諾しない又は申し込まれた割引の適用を行わないこととし、既にあつためトク料金契約 集合一括受電を締結されているお客さまについては、他の契約種別への変更、契約の廃止又は適用されている割引の変更等の手続きを行っていただきます。
- (2) 床暖房・浴乾・高効率給湯器を取り外した場合若しくは使用しなくなった場合、OGMとの間の電気需給契約・当社との間の固定通信契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、床暖房・高効率給湯器を取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又はOGMとの間の電気需給契約を解約した場合は、あつためトク料金契約 集合一括受電から他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。浴乾を取り外した場合若しくは使用しなくなった場合、OGMとの間の電気需給契約・当社との間の固定通信契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、適用されている割引の変更の手続きを行っていただきます。なお、当社は、OGMとの間の電気需給契約・当社との間の固定通信契約・ガス機器保証サービス等のご契約状況又はご利用状況を確認させていただく場合があります。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日又は割引の変更日は、当社が2又は4に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の定例検針日といたします。

7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026年10月1日から実施いたします。ただし、5(1)の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般料金S契約」を「一般料金契約」に読み替えるものといたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 夏期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 夏期のご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 夏期のご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 夏期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 冬期のご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G 冬期のご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 冬期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表 (あつためトク料金契約 集合一括受電)

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,200.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	100.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 200. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	100. 24円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 000. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	124. 25円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 000. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	124. 25円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当た

りの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,200.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,200.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,200.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,000.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ハ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	113.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。